


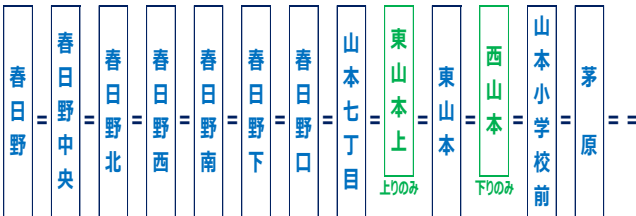


## 山本線（春日野系統）における定期券ご利用者への 特例措置の終了について

平素より弊社路線バスをご利用いただきありがとうございます。

これまで春日野団地から山本地区への定期券利用によるお客様には、定期券面に「西山本」又は「東山本」の表示により“山本小学校前バス停”及び“茅原バス停”での乗降を可能とする特例措置を行ってまいりましたが、本年3月31日をもってこれを終了させていただきます。4月1日以降、春日野団地から“山本小学校前バス停”もしくは“茅原バス停”までの定期券をお買い求めのお客様には、定期券面に「西原」の表示を行い、当該区間運賃に基づく定期券運賃に改めさせていただきます。

なお、本年3月31日までにご購入いただいた定期券につきましては、その定期券の通用期間内は特例措置が継続致します。

上記の取扱いについてご案内申し上げますとともに、今後とも弊社路線バスのご利用をお願い申し上げます。

定期券（例）	区分	乗降可能停留所
	停留所  特例措置	
3月31日までに発行の定期券	券面の通用期間終了まで	
4月1日から発行の定期券	特例措置終了	

※ 4月1日から発行の定期券では、春日野団地から“山本小学校前バス停”もしくは“茅原バス停”の区間で発行する場合、上記の定期券（例）で表示する区間が『春日野 ⇄ 西原』となり、それぞれの区間運賃に基づく定期券運賃が適用されます。

【お問合せ】